

老健局 重点事項説明資料

平成28年1月19日(火)
全国厚生労働関係部局長会議

～ 目 次 ～

1. 介護離職ゼロ関係について

- ①一億総活躍社会実現に向けて緊急に実現すべき対策
（介護離職ゼロ）について . . . 2
- ②介護保険事業計画との関係等について . . . 11
- ③サービス基盤整備の加速化（規制緩和含む） . . . 13
- ④介護ロボット活用、介護事業の生産性向上について . . . 25
- ⑤相談支援、家族支援の充実について . . . 35

2. 介護保険制度改正等について

- ①介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の取組状況 . . . 38
- ②認知症施策の推進について . . . 59
- ③在宅医療・介護連携推進事業について . . . 64

3. 平成28年度予算（案）について . . . 74

1.介護離職ゼロ関係について

- ① 一億総活躍社会実現に向けて緊急に実現すべき対策(介護離職ゼロ)について

一億総活躍社会の実現

一億総活躍社会とは

- 少子高齢化という日本の構造的な問題について、正面から取り組むことで歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持
- 一人ひとりの日本人、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができること

アベノミクス第二ステージ

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持。
新・三本の矢は、従来の三本の矢を強化して強い経済を実現するとともに、日本の構造的な課題である少子高齢化に正面から取り組むもの。

第一の矢 『希望を生み出す強い経済』

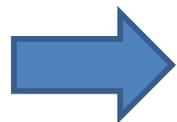
- 名目GDP500兆円を戦後最大の600兆円に
- 成長戦略を含む従来の三本の矢を強化

第二の矢 『夢をつむぐ子育て支援』

- 結婚や出産等の希望が満たされることにより希望出生率1.8がかなう社会の実現へ
- 待機児童解消、幼児教育の無償化の拡大(多子世帯への重点的な支援) 等

第三の矢 『安心につながる社会保障』

- 介護離職者数をゼロに
- 多様な介護基盤の整備、介護休業等を取得しやすい職場環境整備
- 「生涯現役社会」の構築 等



- 昨年11月に、緊急に実施すべき対策を取りまとめ
- 春頃を目途に、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定

15年間のデフレの継続

これまでの「三本の矢」

- ・企業の経常利益は過去最高水準(19.2兆円:2015年4-6月期)
 - ・賃上げ率は2年連続で前年を上回る伸び(+2.20%=17年ぶりの高水準)
 - ・有効求人倍率は、23年ぶりの高水準(1.24倍:2015年9月)
- 「デフレ脱却」までもう一息というところまで来ている。

これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化し、民需主導の経済の好循環を確立。
(潜在成長率の向上)

・成長の果実による
子育て支援・社会保障の基盤強化

<p>個人消費の改善 テンポに遅れ</p> <p>(消費総合指数(前月比): 2015年7月0.0%、 8月0.6%、9月0.0%)</p>	<p>企業収益に比し 弱い設備投資</p> <p>(民間設備投資:90年 代半ば3年間約72兆円 →直近3年間約68兆円)</p>	<p>人手不足の顕在 化・労働供給減</p> <p>(生産年齢人口:ピーク 時1995年と足下2014 年の差 ▲941万人)</p>
--	---	---

新・第一の矢:
希望を生み出す強い経済

- ・賃上げによる労働分配率の向上
- ・生産性革命による設備投資の拡大と生産性の向上
- ・働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性の向上 等

新・第一の矢の的
GDP600兆円

経済成長の隘路の根本:

少子高齢化による
労働供給減、将来に対する不安・悲観

(生産年齢人口:1984年8,178万人→1995年8,726万人(ピーク)→2014年7,785万人まで減少)
(高齢化率:1984年9.9%→2014年26.0%に上昇)

若者も高齢者も、女性も男性も、難病や障害のある方々も、一度失敗を経験した人も、国民一人ひとりが、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望が叶い、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会を創る。
(包摂と多様性)

・安心・将来の見通しが確かになることによる消費の底上げ、投資の拡大
・多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出

結婚・子育ての
希望が実現しにくい

(合計特殊出生率:
2014年 1.42)

介護と仕事を両立しにくい

(家族の介護・看護を理由とした
離職・転職者:
2011年10月~2012年9月 10.1万人)

新・第二の矢:
夢をつむぐ子育て支援

- ・若者の雇用安定・待遇改善、
- ・仕事と子育てを両立できる環境、
- ・保育サービスなど結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援 等

新・第二の矢の的
希望出生率1.8

新・第三の矢:
安心につながる社会保障

- ・介護サービスの確保、
- ・家族が介護と両立できる環境、家族への相談・支援体制、
- ・健康寿命の延伸 等

新・第三の矢の的
介護離職ゼロ

新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することで、50年後に一億人を維持。

第3の矢. 「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(基本的な考え方)

本資料は、第2回一億総活躍国民会議(平成27年11月12日)に提出した資料に、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月26日)が取りまとめられたことを受けて修正を加えたもの。

基本コンセプト

65歳以上の高齢者数は今後も増加し、特に介護を受ける可能性の高い75歳以上の高齢者数が急速に上昇。特に都市部での伸びが大きい。

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる**介護サービスの確保**を図るとともに、
- **働く環境改善・家族支援**を行うことで、
- 十分に働ける方が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が**働き続けられる社会の実現**を目指す。

主な取組

必要な介護サービスの確保

【在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化】

・都市部を中心とした在宅・施設サービス等の整備の加速化 等

【介護サービスを支える介護人材の確保】

・参入促進・労働環境の改善・資質向上による介護人材確保
・介護者の負担軽減に資する生産性の向上 等

働く環境改善・家族支援

【介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保】

・介護休業等が取得しやすい制度改革、長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直しなど働き方改革 等

【働く家族等に対する相談・支援の充実】

・地域包括支援センター等による働く家族等への相談機能の強化 等

【重点的取組】

◆ 在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化

:在宅・施設サービス等の整備を前倒し、上乘せ(2020年代初頭までに約38万人分増→約50万人分増)【+約12万人】

◆ 介護サービスを支える介護人材の確保

:介護人材の追加確保
介護者の負担軽減に資する生産性向上

◆ 介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保

:介護休業の制度改革や働き方改革

◆ 働く家族等に対する相談・支援の充実

:介護サービス等の情報提供など周知強化や相談・支援の充実

第3の矢.「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(実現に向けた主な取組)

【現状】

【課題】

【対策の方向性】

サービス・人材

将来の需要増が見込まれる中、介護サービスが足りない

- ・2015年からの10年間の伸びは全国計で1.32倍、首都圏も高齢者数の伸びが大きい。
- ・2025年の介護人材の需給ギャップは37.7万人(2020年時点では20.0万人)

高齢者の増加に対応した介護サービスの確保が必要

介護サービスを支える介護人材の確保が必要

必要な介護サービスの確保

働き方

介護サービスを利用するに当たって家族の柔軟な働き方のための支援が足りない

介護休業・介護休暇が取得しやすい職場環境の整備が必要

家族への相談・支援

サービスや制度に関する情報が足りない

- ・介護や生活支援サービスや介護休業等に関する知識が得られれば、介護不安は軽減する。

働く家族が介護等に関する情報を得やすくとともに、相談窓口の充実が必要

働く家族環境改善・家族支援

在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化

○都市部を中心とした在宅・施設サービス等の整備の加速化、規制緩和

- ・介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、**約10万人分増の在宅・施設サービスを、自治体が前倒し、上乘せ整備**するよう支援するとともに、**約2万人分増**のサービス付き高齢者向け住宅の整備を実施。

約12万人分増の整備が可能となるよう財政支援を実施
約38万人分以上(2020年度まで) ⇒ 約50万人分以上(2020年代初頭)

対象として想定している在宅・施設サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・認知症グループホーム
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・特定施設(ケアハウス)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

約10万人分増

サービス付き
高齢者向け住宅
(国土交通省予算)

約2万人分増

- ・用地確保が困難な地域における施設整備への支援の拡充(定期借地権の一時金の支援拡充、合築や空き家の活用)
- ・都市部における特養の建物所有要件や合築の際の設備の共用等の規制緩和
- ・介護離職への対応も踏まえたニーズの把握方法等の検討

介護サービスを支える介護人材の確保

○上記の整備前倒しに伴い介護人材を追加確保

- ・離職した介護・看護職員等の再就職支援(再就職準備金貸付等)
- ・介護職を目指す学生の増加・定着支援(修学資金貸付等)
- ・介護を通じた中高年齢者等の社会参加促進
- ・雇用管理改善による離職防止・定着促進、優良事業所コンテスト・表彰
- ・社会福祉法等改正法案の早期成立の実現等

○介護者の負担軽減に資する生産性向上

- ・介護ロボットの効果的な活用方法の検討・開発や導入支援、介護保険対象の福祉用具の新規導入の更なる迅速化等
- ・業務上の書類の削減やICTを活用したペーパーレス化による文書量の半減

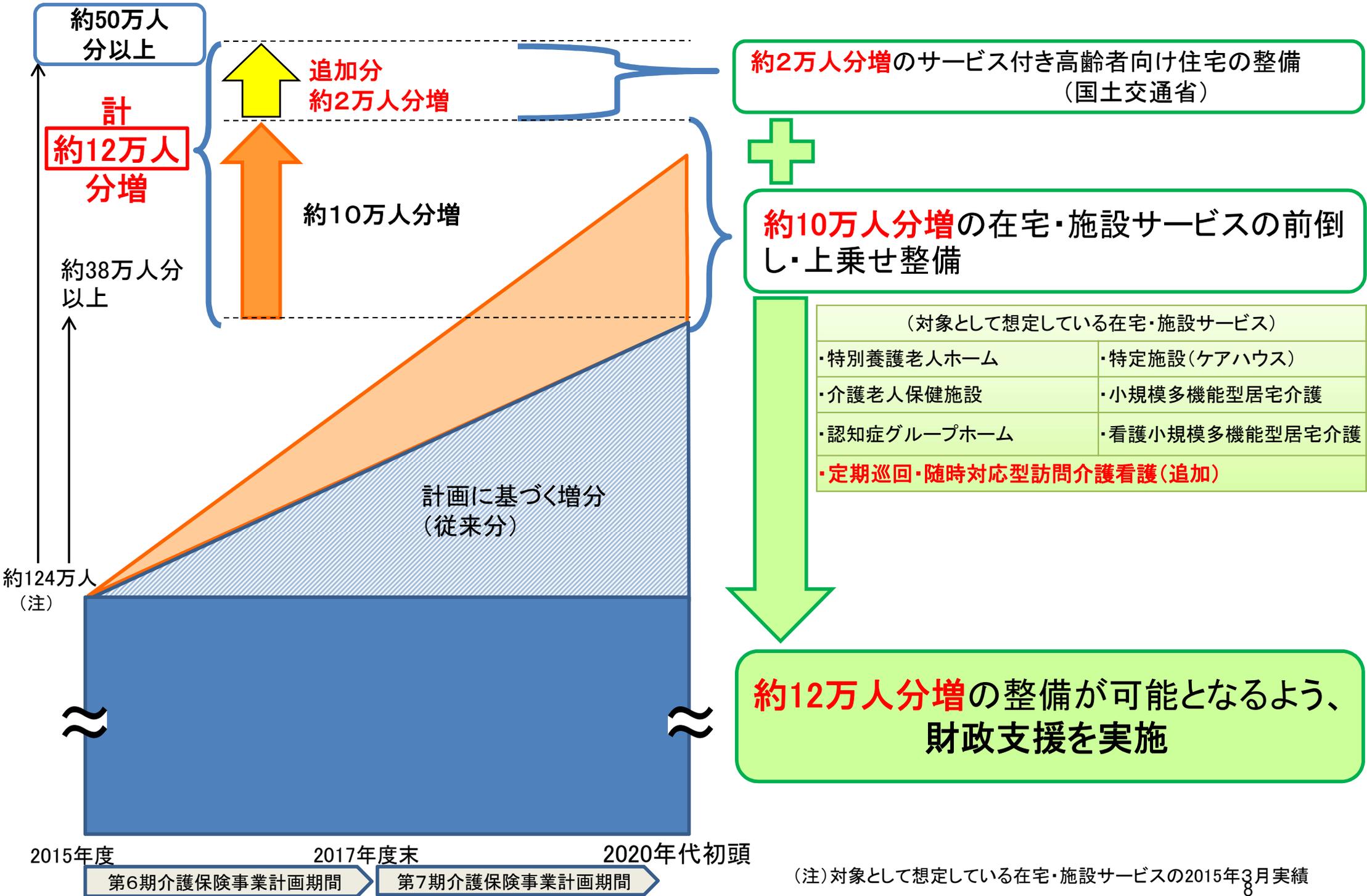
介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保

- 介護休業の分割取得等により、介護休業が活用しやすくなるよう介護休業制度の見直し、給付率引上げに向けた取組
- 仕事と介護が両立しやすい職場環境に向けた支援モデルの普及・展開、企業への導入支援
- 長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し等

働く家族等に対する相談・支援の充実

- ・地域包括支援センターや労働局において家族や事業主に対し、介護サービス等に関する情報提供の実施など周知強化
- ・地域包括支援センター等における相談強化
- ・認知症の人の家族等への支援の充実

第3の矢. 「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)



(注)対象として想定している在宅・施設サービスの2015年3月実績

第3の矢. 「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(対応のイメージ)

介護離職・転職者
約10万人(注1)

自分の希望な
どで離職

約6万人

約6割は仕事を
続けたかったが、
やむをえず離職
(注2)

約1~2割は介
護サービスが利
用できなかった
ためやむをえず
離職(注2)

約
1.5
万人

- 高齢者の増加に対応した介護サービスの確保が必要。
⇒ **必要な介護サービスの確保(地域包括ケアの推進)**

- 介護する家族に対する地域の支援が必要。
⇒ **介護サービス利用に当たっての相談・支援の充実**

- 職場において介護休業をはじめとした柔軟な働き方に対する十分な理解がない。
⇒ **介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保**
- 介護サービスの存在・内容が十分知られていない。
⇒ **働く家族等に対する相談・支援の充実**

- 介護サービスが利用できない。
⇒ **在宅・施設サービスの整備の前倒し・上乘せ**

※ 対象となる在宅・施設サービスの平均在所期間を考慮し、
約4年分=約6万人分を前倒し整備

(注1)総務省「平成24年就業構造調査」より

(注2)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート」(平成24年度厚生労働省委託調査)より

第3の矢「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)に関する予算案

必要な介護サービスの確保

高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

○都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充(地域医療介護総合確保基金(介護分)の積み増し)【27補正 921億円】【28予算 423億円】

2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備を支援するとともに、定期借地権の一時金の支援拡充等、用地確保が困難な地域における施設整備への支援の拡充を行う。

求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上

○離職した介護職員の再就職支援、介護福祉士を目指す学生等に対する支援【27補正 261億円】

離職した介護職員の再就職準備金の貸付制度の創設、介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付の拡充。

○地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化

【27補正119億円】【28予算 60億円】

地域医療介護総合確保基金を活用し、中高年齢者を対象とした介護職の入門的研修や介護施設・事業所内保育所の整備・運営などの取組をより一層加速化。

○介護ロボットやICTの導入促進及び効果的な活用方法の検討等【27補正 54億円】【28予算4.3億円】

介護ロボットの導入を支援するとともに、介護ロボットの活用方法やICTの活用による効果を検証するモデル事業を実施。また、介護ロボット等開発の着想段階から現場のニーズの反映などの取組を支援する。

介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実

○認知症施策の推進【28予算 57億円】

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問(「認とも」)等を推進。

介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

○仕事と介護の両立支援策の推進【28予算 19億円】

中小企業における労働者の円滑な介護休業の取得及び職場復帰などを図るための「介護支援プラン」の策定を支援するとともに、介護離職防止等の取組を行う事業主に対する助成金を新設。

○労働政策審議会における検討を踏まえ介護休業給付の給付率の引上げ(40%→67%)を実施

【28予算 44億円】

働く家族支援
環境改善

希望する者が働き続ける社会の実現

1.介護離職ゼロ関係について

② 介護保険事業計画との関係等について

介護保険事業計画との関係等について

- 今般、平成27年11月26日に一億総活躍国民会議で取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(以下「緊急対策」という。)においては、2020年代初頭までに、現行の介護保険事業計画等における整備量に対し、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せすることとしている。
- 各市町村におかれては、各期の介護保険事業計画の策定に当たって、人口推計、要介護認定者数やサービス利用率等の実績、政策的な動向等に基づき、サービスの見込み量の推計を行っていただいているところ。
- 今後の計画策定に当たっては、上記の状況を踏まえ、介護する家族の就労状況や特別養護老人ホームへの入所申込者の実態を調査分析した上で、具体的にサービスの見込み量に反映することが重要となってくると考えられる。
- このため、上記の緊急対策と併せて、
 - ① 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査(※)
 - ② 特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等についてより詳細な実態調査、検証を実施することにより、第7期以降の介護保険事業計画策定への活用を図ることとしている。

※ 今般の補正予算で、厚生労働省において、どのような調査手法を取れば、介護離職との関係も含めた地域の介護ニーズを把握することが可能となるかについて、調査研究事業を行うことを予定しており、28年秋頃に成果物を提示したいと考えている。この結果を各市町村に提供させていただくので、第7期計画の策定に向けて今後実施される、様々なニーズ把握のための調査の一環として活用していただきたい。

【第6期介護保険事業計画や保険料への影響について】

- 第6期期間中に前倒してサービスの一部が提供される場合であっても、平成29年度のサービス見込み量(537万人)と比して財政に与える影響は限定され则认为られる。第6期計画は既に初年度の後半に入っていることもあり、必ずしも第6期計画の変更を求めるものではない。
- また、仮に第6期期間中に財源不足が見込まれる場合でも、当面、必要に応じ、介護給付費準備基金の利用や、財政安定化基金からの借入により対応していただくことを想定している。

1.介護離職ゼロ関係について

- ③ サービス基盤整備の加速化
(規制緩和含む)

地域医療介護総合確保基金を活用した在宅・施設サービスの整備の加速化

平成27年度補正予算案 921億円(国費ベース)

在宅・施設サービスを前倒し、上乘せ整備

介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、約10万人分の在宅・施設サービスを前倒し、上乘せ整備するよう支援(地域医療介護総合確保基金の上積み)する。

*このほか、サービス付き高齢者向け住宅を約2万人分整備(国土交通省予算)

約12万人分増の整備が可能となるよう財政支援
約38万人分以上(2020年度まで) ⇒ 約50万人分以上(2020年代初頭)

対象として想定している在宅・施設サービス
(厚生労働省予算)

- ・特別養護老人ホーム
- ・特定施設(ケアハウス)
- ・介護老人保健施設
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症グループホーム
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

約10万人分増

サービス付き
高齢者向け住宅
(国土交通省予算)

約2万人分増

定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援の対象を拡充する。

* 定期借地権(50年間)で国有地を始めとした施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援。

* 特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。

* 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等について支援対象施設に追加。

介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

* 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

* 空き家を活用した認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業の整備を行う場合の単価を新設。

定期借地権の一時金の支援(拡充)

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払い)の支援(※)の対象を拡充する。

※定期借地権(50年間)で施設用地を借りる場合に、一時金の一部(最大路線価額の1/4以内)を支援

- ① 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業」等について支援対象施設に追加。
- ② 特別養護老人ホーム等(広域型施設含む)を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。
- ③ 国や地方公共団体による土地の貸与や他の介護施設等との合築・併設について、支援対象に優先的に採択。

(現行の支援対象施設)

【本体施設のみ】

○定員30名以上の広域型施設

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・養護老人ホーム

○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(拡充後の支援対象施設)

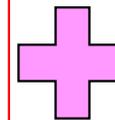
【本体施設】

○現行支援対象施設



○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・介護職員等のための施設内保育施設



【合築・併設施設】

○本体施設に合築・併設する施設 (定員29名以下の地域密着型施設等)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ

介護施設等の合築等支援(新規)

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

- 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

(本体施設)

・地域密着型特別養護老人ホーム



(合築・併設施設)

○定員29名以下の地域密着型施設等

- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定)
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイの整備
- ・介護職員等のための施設内保育施設

空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援(一部新規)

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

- 空き家を活用した認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業等の整備を行う場合の単価を新設。

(補助対象施設)

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(改修補助単価)

1施設あたり

850万円

在宅・施設サービスの整備加速化のための規制緩和

都市部における特養の建物所有要件の規制緩和

社会福祉法人が特別養護老人ホームを経営する場合は、利用者の権利・生命・安全に関わる施設の性格から事業の持続性・財務の健全性・財産的基礎が必要であり、建物は自己所有又は行政からの貸与とされている(土地は民間からの貸与可)が、今般、都市部における特別養護老人ホーム設置の緊急性を踏まえ、一定の要件(都市部に限定し、入所施設を経営している既存の社会福祉法人であること等)を満たした場合には、建物の民間からの貸与を認める。

合築の際の設備の共用等の規制緩和

(高齢者施設と保育所等の合築の場合の設備要件の緩和の明確化)

高齢者施設と保育所等の合築等における設備要件について、双方の施設の機能に支障がない場合などには調理室等の併用ができる場合の考え方を明確化することにより、合築等による整備の促進を図る。

(小規模多機能居宅介護事業所の初年度における人員の算定方法の見直し)

開設2年目以降は、前年度の利用実績に基づく人員配置であるが、新規に事業所を設置した場合には、あらかじめ推計した利用者数に基づくものとなるため、実際の利用者数が推計数を下回った場合にも、実際に必要な人員以上に配置する必要があるものとなっている。このため、実際の利用者数を踏まえた配置となるよう見直す。

地域医療介護総合確保基金(介護人材確保分)

27補正予算額(案): 119.4億円(国費)
179.1億円(公費)

(参考)介護従事者確保事業分のみ
27補正予算額(案): 102.9億円(国費)
154.4億円(公費)

(1) 介護人材の就労促進

(主な事業)

○ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化

社会活動(ボランティア)を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者(50歳~64歳:全国で120万人と推定)の就労を促進するため、ボランティアセンター・シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を総合的に推進。

○介護分野での就労未経験者の就労・定着促進

特に都市部での需要の増加が見込まれる訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し研修受講費等の助成を支援する。

○新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰制度を創設

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰し、優良事例の横展開を図る。

(2) 介護人材の子育て支援

○介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営を支援 (注)整備及び開設については、介護施設等整備分として計上

離職事由の最上位(約3割)は「結婚、出産・育児」であり、介護人材が子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、全国約6千人分の介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営を支援する。

○子育て支援のための代替職員のマッチング(介護職員子育て応援人材ステーションの実施)

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズにマッチングさせる子育て応援人材ステーションを設置する。

(3) 介護従事者の業務効率化・負担軽減の推進

○ 介護ロボットの導入支援

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護施設等における介護ロボットの導入経費を支援。

(4) 介護人材の資質向上への支援

(主な事業)

○ 喀痰吸引等研修の実施体制の強化

今後、増加が見込まれる医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進に資する喀痰吸引等研修の実施機関を増設するため、新規開設機関に対して初度経費を支援。

○ 介護職員の研修参加のための代替要員の確保

現任職員が研修を受講している期間における代替職員の確保に要する経費を支援。

(5) 潜在介護人材の再就職支援

(主な事業)

○ 潜在介護福祉士の再就業促進への取組に対する支援

潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修を実施。

○ 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査を実施する。

(6) 地域全体で高齢者を見守る社会づくりを支える多様な人材・取組への支援

○ 地域包括ケア実現のための多様な人材の育成

地域における認知症ケア・権利擁護、介護予防、生活支援を推進するための人材の育成を支援する。

介護予防・生活支援拠点整備及び 開設準備支援事業

平成27年度補正予算（案）
18. 2億円

1. 概要

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）全面移行に向けて、高齢者の介護予防教室などの多様な通いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」の整備等を支援する。

2. 事業内容・補助単価

①地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金） 15. 5億円

○介護予防・生活支援拠点の整備に必要な経費を助成

【補助単価（上限額）】

〈創設の場合〉1か所あたり 28, 000千円

〈改修の場合〉1か所あたり 8, 500千円

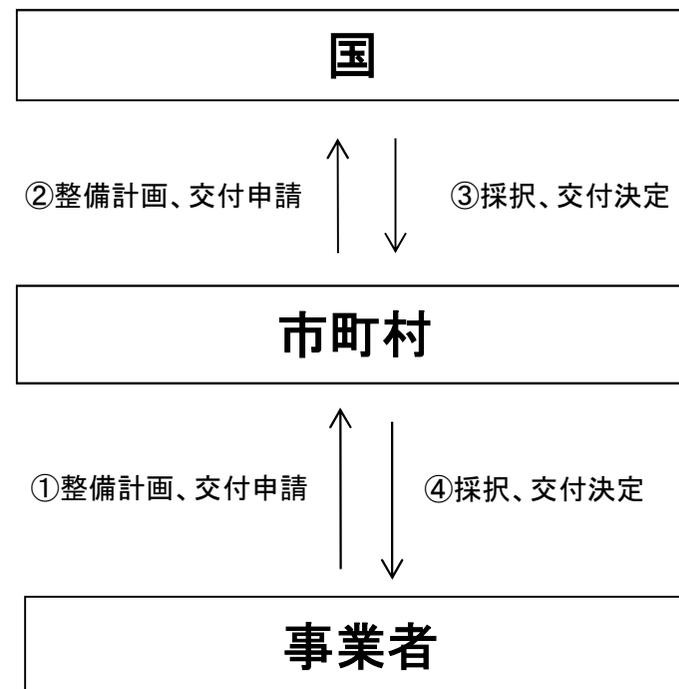
②地域介護・福祉空間整備等推進交付金（ソフト交付金） 2. 7億円

○介護予防・生活支援拠点の実施に必要な設備等に要する経費を助成

【補助単価（上限額）】

1か所あたり 3, 000千円

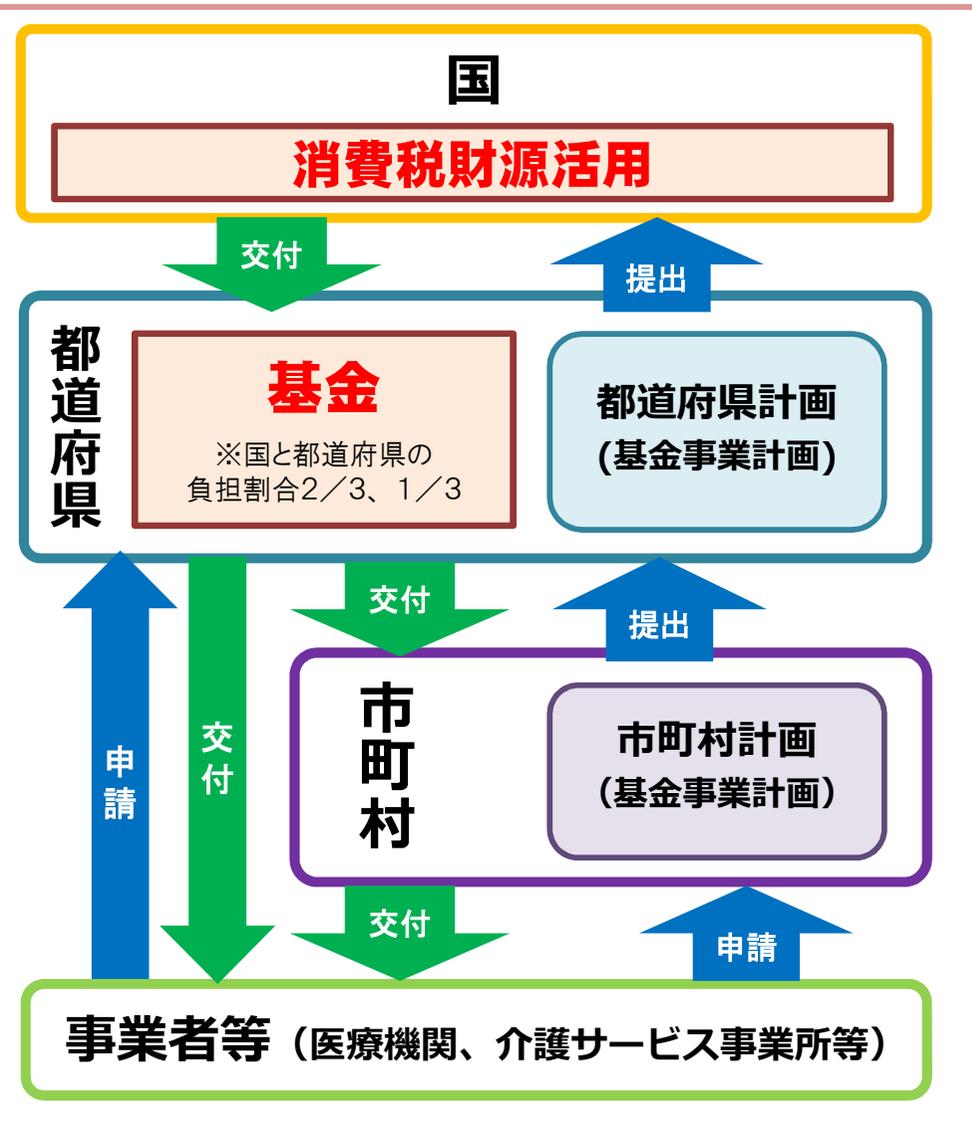
3. 補助の流れ



地域医療介護総合確保基金

平成28年度予算(案) 1,628億円
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。
- 地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

- (参考)
- ◆ 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充《平成27年度補正予算》
 - ・ 2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備等を支援する。(地域医療介護総合確保基金の積増し)
 - ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
 - ・ 介護予防・生活支援拠点の整備を推進。《平成27年度補正予算》
 - ・ 既存介護施設におけるスプリンクラー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。
 - ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
 - ・ 介護予防・生活支援拠点の実施に必要な設備等に要する経費を支援。《平成27年度補正予算》

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

1.介護離職ゼロ関係について

④ 介護ロボット活用、介護事業の 生産性向上について

介護ロボットの開発・導入・普及の加速化に向けた支援について

ニーズ・シーズ
連携協調協議会
別紙資料1-1

介護ロボットを活用した介護技術開発
支援モデル事業
(新規27補正)1.5億円
別紙資料1-2

福祉用具・介護
ロボット実用化
支援事業
別紙資料1-3

各都道府県介護保険事業
所ごとの実践を推進

介護ロボット等導入への
支援
・地域医療介護総合確保基金
(27補正)積増し
・ソフト交付金
(新規27補正)52億円
別紙資料2、3

家庭

介護ロボット開発等加速化事業(新規28当初3億円)
別紙資料1

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発メーカー、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

モニター調査
(介護現場)
ニーズに即した製品となるよう支援

ロボット介護機器開発導入促進事業
(経済産業省・日本医療研究開発機構(AMED))
機器開発費の補助
安全・性能・倫理の基準整備

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
(開発メーカー、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、
導入から実証まで総合的に実施)※全国15ヶ所程度
(H27年度10か所、H28年度5か所)

介護ロボット再開発
に向けた検討
厚生労働省・経済産業省・日本医療研究開発機構(AMED)と連携

モニター調査
(再掲)
(介護現場)
・導入ノウハウの蓄積と発信

・支援技術教材の整備
(専門家等)
・講師養成研修(分野別)

介護ロボット普及
モデル事業拠点
・研修・シンポジウム
・ロボット展示・体験等

介護ロボットメーカー連絡会議
(メーカー)
・課題共有
・情報交換等

意識啓発イベント
(検討中)
・実践発表
・表彰等

モニター調査協力施設
(506施設)
事業所ごとの実践を支援

都道府県
都道府県ごとの研修
(介護実習普及センター等)

市町村
地域ごとの研修
情報提供

介護保険施設・事業所

フィードバック

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

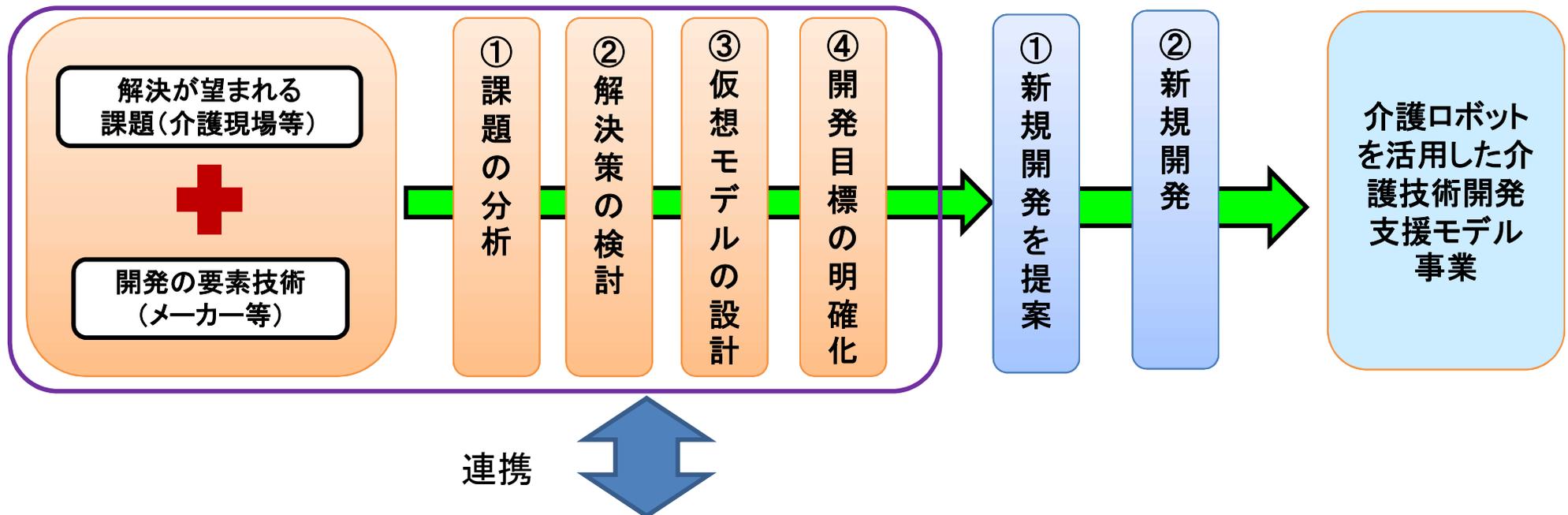
○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(日本医療研究開発機構)と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(経済産業省・日本医療研究開発機構(AMED))

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

- 平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数
- 平成27年度補正予算(案)1.5億円

1. 概要

- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
- モデル事業は、既に製品化された介護ロボットが複数あり、業務負担の軽減等の効果が期待できる移乗支援(装着型・非装着型)や見守り支援分野の介護ロボットを対象に10カ所を実施(H27補正)。H28は5カ所。対象機器については調整中。
- 事業1カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成28年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や
開発等に関する相談
窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所
等をリストアップし、開発の状態
に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等
について、協力できる施設・事業
所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットに
ついて必要な知識が得られる
よう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

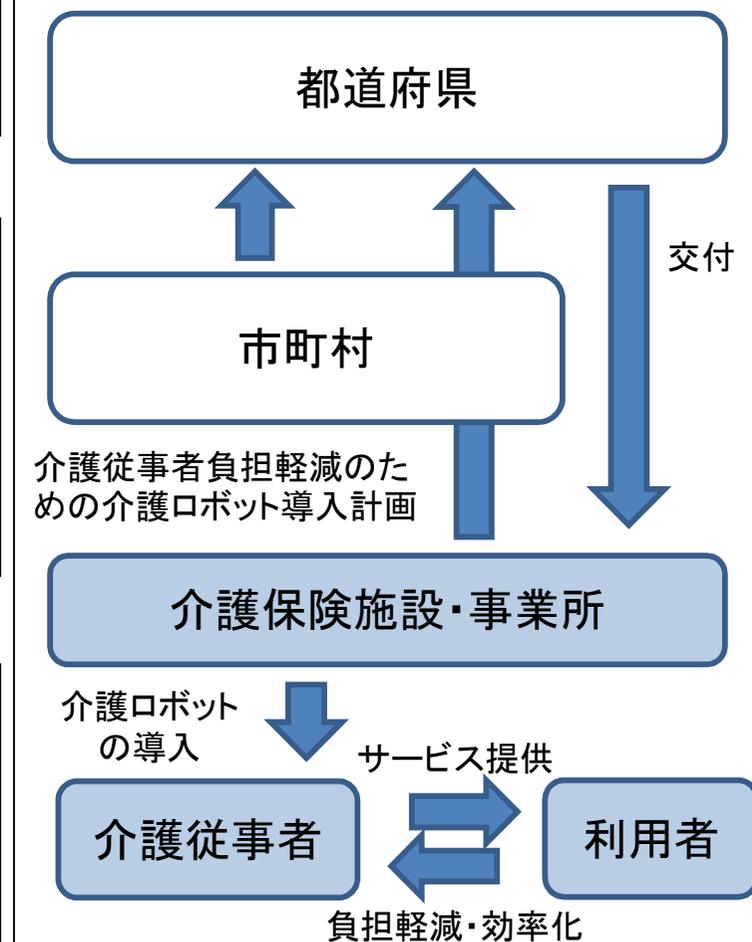
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額**
1機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

事業概要

- ・介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、一定額以上(20万円超)の介護ロボットを介護保険施設・事業所へ導入する費用を助成する。
- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。→市町村が各介護保険施設・事業所から提出された計画内容を判断

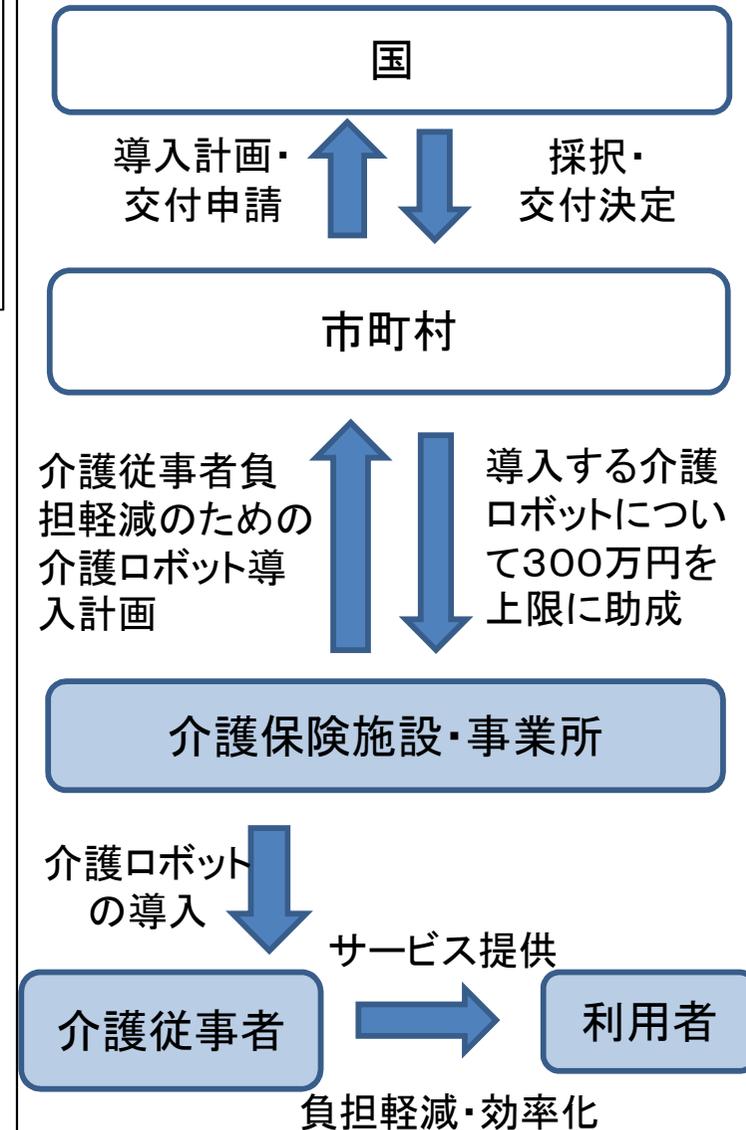
事業対象

- ・介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所
- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
 <記載内容>
 >達成すべき目標 >導入すべき機種 >期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額
1施設・事業所につき上限額300万円、補助率10/10
- 上限額の考え方
・居宅サービスと介護予防サービスと両方指定を受けている場合は1事業所とする。

事業の流れ



介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

事業概要

- ・高齢者と関わる家族の介護負担を軽減するため、介護ロボット等を活用した高齢者の見守りを支援する機器に対し、導入に要する経費の一部を市町村に補助する。
- ・市町村が見守り支援機器を導入し、支援が必要な高齢者の家庭等に機器を貸出す。

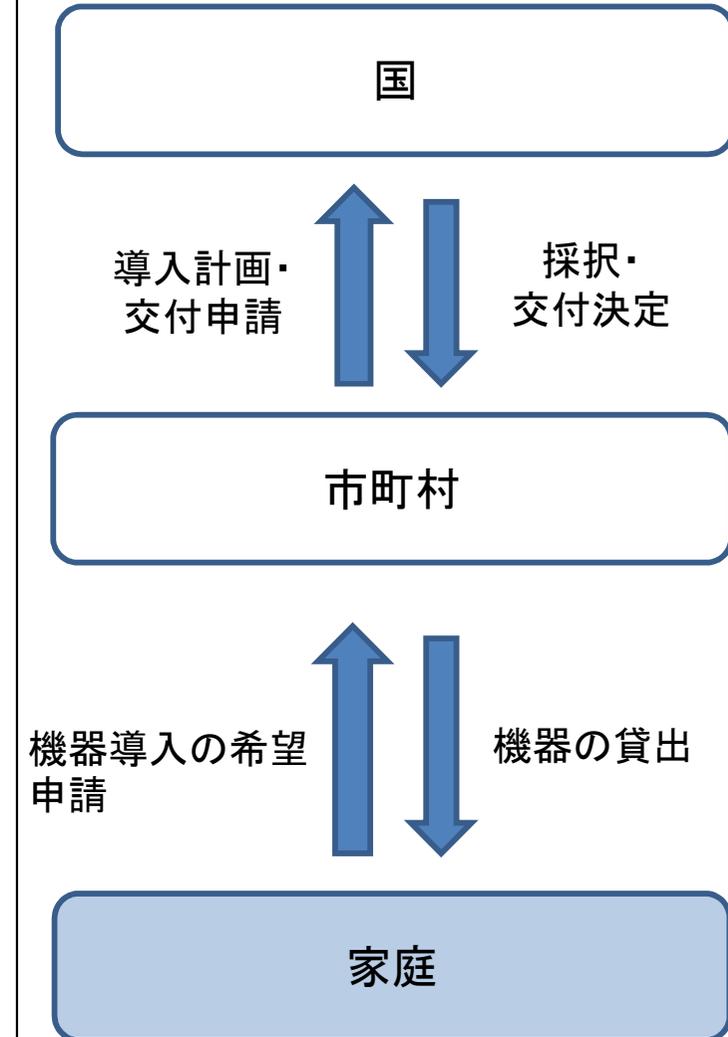
事業対象

- ・要介護(要支援)認定者であって、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多く、日中家で一人になる方など、見守り支援が必要であると市町村が判断する者(原則寝たきりでなく、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の方を想定)
- ・導入する機器は見守りを支援する機器で家族の介護負担の軽減に資するもの
(※)介護保険の福祉用具の対象となっている機器は対象外。
- ・見守り支援機器導入計画の作成
 <記載内容>
 >導入する機種 >導入台数等
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

1機器につき上限額10万円、補助率10/10

事業の流れ



居宅サービス事業所における業務効率（ペーパーレス）化促進モデル事業

- 介護サービスの生産性向上等を図るため、平成27年度補正予算(案)及び平成28年度予算(案)により、ICT等を活用した居宅サービス事業所等の業務効率化に取り組む。
- ① 平成27年度補正予算(案)において、ICT活用の有無に応じた業務プロセス等の実態把握及び比較分析を先行調査として行う。
- ② 平成28年度予算(案)において、①により得られた知見を踏まえ、居宅サービス事業所等がICTを活用した業務効率化に取り組む場合の効果検証を行うとともに、業務効率化に向けた手引きを策定する。

平成27年度補正予算(案) 5,724千円	
ICT活用の有無による業務等の 実態把握及び比較分析	
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した先駆的な取組を行う事業所と標準的な事業所における業務プロセス等の実態把握 比較分析により業務の中で生じている無駄の検証
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業所等の日常業務における一連の業務プロセスの実態把握 自治体の指導監査等における対応や提出書類 事業所内外の情報連携プロセスの実態把握 等
調査客体	個々の事業所の取組状況を調査

(参考)

平成27年度においては、介護分野における生産性向上に資する取組として、老人保健健康増進等事業を活用し、先進的なICT活用の取組事例の収集等を別途実施。

(事業内容)

- 生産性向上に向けた先進的なICT活用の取組事例の収集、分析
- モデル事業で用いるICTの具体的な要件の検討
- 現行の指定基準や市町村による指導監査等において、書面の作成・保管・提出を求められているものの把握及び合理化(書面の削減・統合)の可能性の検討

平成28年度予算(案) 125,544千円	
(1) ICTを活用したペーパーレス化の取組に係るモデル事業	
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> 27年度事業の検証結果を踏まえた、ICTの活用等による業務プロセスの効率化モデルの策定 効率化モデル導入による課題分析及び効果検証
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の指導監査業務等に与える課題把握 手作業で行われている事業所内業務のペーパーレス化等による業務改善効果 事業所内外の情報連携による業務改善効果 等
調査客体	複数の事業所で構成されるモデル地区単位で実施(モデル地区:10か所)
(2) ペーパーレス化等による業務効率化に向けた 手引きの策定	
概要	モデル事業の検証結果を踏まえ、業務効率化に向けた手引きを策定
内容	<ul style="list-style-type: none"> 整理統合が可能な書類・手続 効率化が可能な業務 効率化を図った場合の効果 等
対象	市町村、事業所向け

1.介護離職ゼロ関係について

⑤ 相談支援、家族支援の充実について

働く家族等も含めた相談体制の充実・情報提供について

- 地域包括支援センターは、介護サービスの利用に係る相談も含め、高齢者、住民の各種相談を本人、家族等から幅広く受け付け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことから、介護離職ゼロに資する地域の相談窓口であると考えている。
- 介護サービス情報公表システムでは、地域包括支援センターの所在地や営業日だけでなく、事業内容や地域包括支援センターの特色まで公表できる仕組みとしており、例えば遠方の家族が支援を必要とする高齢者が居住する地域の地域包括支援センターの情報を入手することも可能である。
- 各市町村におかれては、介護サービス情報公表システムを活用し、地域包括支援センターの情報を公表するように努めていただき、地域の相談窓口としての地域包括支援センターが活用されるように情報の充実に努めていただきたい。
- また、介護をしながら働く家族からは、土日祝日において介護に関する相談がしやすい体制づくりを求める声もあることから、例えば月1回、市町村の窓口や地域包括支援センターが交代制で土日祝日の開所を行うなど、働く家族に対する相談体制や制度等の周知・広報の充実についても検討していただきたい。
各市町村等に対する依頼は、別途改めて、通知等で行う予定である。
- なお、「介護離職ゼロ」に向けた介護保険制度及び介護休業制度等の周知を図るべく、介護保険制度や介護休業制度等の内容を盛り込んだ家族向けパンフレットの作成や厚生労働省ホームページで関連情報にアクセスしやすくするよう見直しを行う予定である。

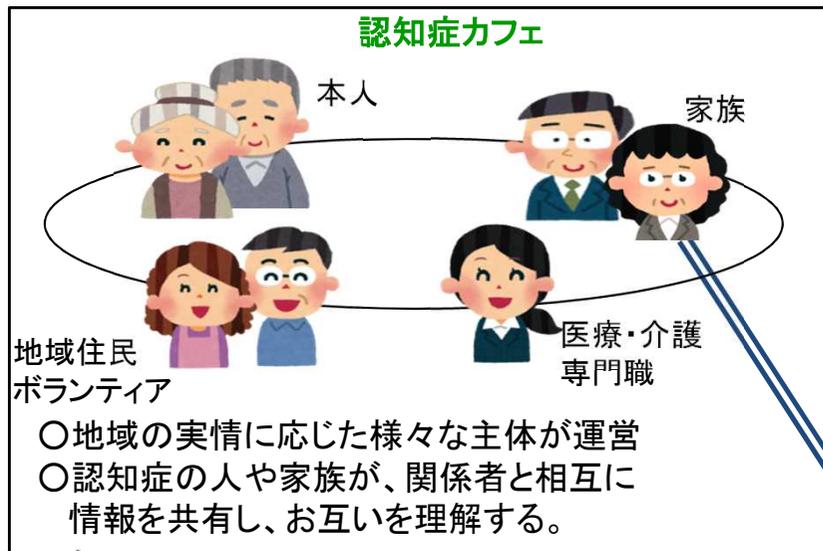
認知症カフェ等を活用したボランティアによる居宅訪問(「認とも」)や家族向け介護教室等の推進

概要

- 認知症の人やその家族が地域の住民や医療・介護の専門家と交流する認知症カフェを発展的に展開するなど、家族等への支援を充実
 - ・ 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアで一定の資質を有する者(例えば、認知症サポーターの上乗せ講座を修了した者)が、認知症地域支援推進員の企画・調整の下、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす取組を新たに実施する(「認とも」)。
 - ・ 認知症の人の家族を対象として、認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度への理解を深めるための介護教室を認知症地域支援推進員の企画・調整を通じて開催し、家族の介護の身体的・精神的な負担の軽減を図る。
- ※ 認知症地域支援・ケア向上事業(地域支援事業)において、認知症地域支援推進員が企画・調整して実施する事業として実施

認知症地域支援推進員の業務内容

○医療・介護等の支援ネットワークの構築



○認知症対応力向上のための支援(認知症カフェの開設等)

「認とも」の育成・支援

- 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす。



家族向け介護教室の開催

- 認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度の理解



認知症カフェの設置・開催頻度の推進

- 認知症カフェの設置の推進や開催頻度の増加



発展的展開

介護負担の軽減

介護離職の防止